

各都道府県に設置されている「安心こども基金」について、所要額を積み増し、実施期限の延長(25年度末まで)を行う。

待機児童解消のための保育士の確保 438億円

- 保育士の人材確保に向けて、
- ・保育士の就業継続を支援する研修、
- ・潜在保育士の再就職等を支援する「保育士・保育所支援センター」の設置、
- ・認可外保育施設の保育従事者の保育士資格取得支援、
- ・保育士養成施設入学者に対する修学資金貸付、
- ・保育士の処遇改善 等を実施

保育や地域の子育て支援の充実等 118億円

保育サービス等の充実

- ・認定こども園事業費等の充実(幼稚園型認定こども園の保育所機能部分について幼保連携型認定こども園と同程度の補助額に改善)
 - ※認可外保育施設運営支援事業についても、同様に改善
- ・子育て支援交付金事業の組み替え・拡充
 - ①地域子育て支援拠点事業の機能強化
 - 子育て家庭が子育て支援の給付・事業の中から適切な選択を行うことができるよう情報の集約・提供などの「利用者支援」を行うとともに、世代間交流や訪問支援、地域ボランティアとの協働など「地域との協力体制」を強化した「地域機能強化型」を創設
 - ②一時預かり事業の機能強化
 - 休日等の開所や通常の開所時間を超えて時間延長を行う「基幹型施設」を創設
 - ③へき地保育事業の実施要件の緩和(1日当たり平均入所児童数10人以上→6人以上)など

ひとり親家庭等の支援

- ・在宅就業支援などの母子家庭等に対する就業支援や生活支援の実施

社会的養護の推進等

- ・児童養護施設等の生活環境の改善
- ・児童相談所の改修や備品整備等の環境改善、地域の創意工夫による児童虐待防止の取組
- ・東日本大震災により被災した子どもへの支援

(参考) 予備費 1,118億円

待機児童解消のための集中的な保育所等整備や子ども・子育て支援新制度の施行準備を推進するため基金を積み増し・延長

- ・待機児童解消を目指す保育所等の整備(年間約7万人の受入れ定員増)
- ・認定こども園の整備
- ・子育て支援のための拠点施設の整備
- ・放課後児童クラブの設置促進のための整備
- ・子ども・子育て支援新制度施行に向けた電子システムの整備



待機児童解消のための保育士の確保策 (安心こども基金：438億円)

① 保育士確保施策の拡充 (補助率1/2) 【14億円】

1. 保育士養成施設新規卒業者の確保

〔目的〕・保育士養成施設卒業者の保育所への就職率を増加させる。

〔事業内容〕・保育士の仕事の大切さや魅力を伝えるための取り組みへの助成
(保育所保育士と養成施設の学生が交流する場を提供、学生を対象とした就職フェアの実施 等)
・養成施設の就職あっせん機能を向上させるための研修費用の助成
(求人情報収集・学生への紹介方法などの就職担当者に対する研修 等)

2. 保育士の就業継続支援

〔目的〕・保育士の平均勤続年数を増加させる。

〔事業内容〕・新人保育士を対象とした、就職前の期待と現実とのギャップ(リアリティショック)への対応方法、保護者対応等のストレスの高い業務についての研修費用の助成
・保育所の管理者(所長等)に対し、離職防止につながる人事管理や職場環境改善等の研修費用の助成(所内の相談体制、効果的なOJT、メンタルヘルスなどの研修 等)

3. 潜在保育士の再就職等を支援する「保育士・保育所支援センター」の設置等

〔目的〕・保育所に勤務していない保育士(=潜在保育士)の採用を増加させる。

〔事業内容〕・潜在保育士の就職や保育所の潜在保育士活用支援等を行う「保育士・保育所支援センター」の費用の助成
〔保育士・保育所支援センターの業務〕
潜在保育士の相談・就職あっせん、潜在保育士の活用方法に関する保育所への助言、
保育所で働く保育士や保育士資格取得を希望する者からの相談への対応(職業体験など) 等
・保育士養成施設から卒業生に対し、再就職支援機関や再就職支援研修を周知する費用の助成

②保育士の資格取得と継続雇用の強化（補助率3/4）【84億円】

4. 認可外保育施設に勤務する保育従事者の保育士資格取得支援

〔目的〕

○認可外保育施設に勤務している保育従事者（保育士資格なし）の、保育士資格取得を支援し、当該施設が認可保育所へ移行することによる「認可保育所に勤務する保育士の増加」を図る。

〔事業内容〕

○認可外保育施設を対象に、保育従事者の保育士資格取得に要する費用（通信制保育士養成施設の受講料の1/2）、受講に伴う代替要員費を助成する。



5. 保育士養成施設入学者に対する修学資金貸付

〔目的〕

○保育士資格取得に必要な修学資金の貸し付けを行うことで、保育士養成施設の入学者の増加を図り、養成施設卒業による資格取得者の減少に歯止めをかける。また、卒業後に保育所等で5年間業務に従事した場合は返済を免除することで、保育所等に勤務する保育士の増加を図る。

〔事業内容〕

○保育士養成施設の入学者を対象に、保育士資格取得に必要な修学資金の貸し付けを行う。

※生活保護世帯の児童が貸付を受ける場合は、生活費として上乘せ。

※介護福祉士等修学資金貸付と同様に、都道府県から団体に貸付資金の補助

